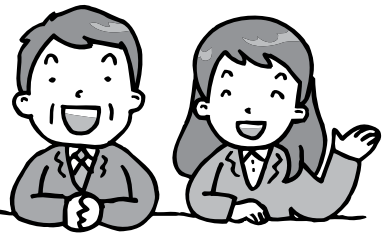


申告期間は2/17(月)～3/17(月)です



所得税・住民税の申告の時期が近づいてきました。

申告した内容は市・道民税(住民税)だけではなく、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料・介護保険料・各種手当などを計算する上での基礎資料となりますので、忘れずに申告しましょう。

● 申告が必要な方

▼年末調整をしていない

年の途中で退職し、その後勤めていない方。

年の途中で退職し、再就職した事業所で前職分を含めて年末調整をしていない方など。

▼医療費を自分自身や家族のために支払った

平成25年1月1日～12月31日に支払った医療費から生命保険などの入院費給付金や出産一時金などを差し引いた額が、10万円か所得の5%のいずれか少ない金額を上回る場合、医療費控除が受けられます。

税金を計算する上での所得控除ですから、支払った医療費が戻ってくるわけではありません。

▼家の新築や購入、増改築をした

平成25年中に入居した方で、一定の要件に該当する場合について、借入金等の年末残高の合計額を基に計算した金額を所得税額から控除します。

※初年度は札幌北税務署で申告してください

▼生命保険等の満期返戻金などがあった

受け取った保険金の総額から、払い込んだ保険料等の金額を差し引いた金額が50万円を超える場合は申告が必要となります。

▼自営業、家賃・地代収入、土地・建物・株などの譲渡収入があった

確定申告が必要な場合があります。保険の外交員など報酬の支払調書をもっている方は、必要経費を申告することにより税金が安くなる場合があります。

※「家内労働の特例」という、受け取った報酬から必要経費として65万円を認める制度もあります

▼非課税収入(障害年金、遺族年金、労災保険、失業保険など)のみで生活している

石狩市国民健康保険・介護保険に加入している方、障害者自立支援法の各種福祉サービスを受けている方、市営住宅に入居している方などは住民税申告が必要です。

国税電子申告・納税システム

インターネット
e-Tax イータックス をご利用ください

「e-Tax」とは、所得税などの国税をインターネットにより申告や納税できるシステムです。

◆「e-Tax」を利用するには、電子証明書の取得(手数料が必要)や、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

◆「e-Tax」については、
☎ <http://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください。

◆電子証明書など特別控除については平成24年分(平成25年3月15日申告分まで)をもって廃止されました。

問合せ

- 申告や住民税の課税について
税務課市民税担当 ☎72-3119
- 国民健康保険税について
国民健康保険課賦課担当 ☎72-3123
- 後期高齢者医療保険料について
国民健康保険課障がい者・高齢者医療担当 ☎72-3125
- 障害者控除認定書・介護保険料について
高齢者支援課 ☎72-6121
- 障害者手帳等について
障がい支援課 ☎72-3194
- 国民年金保険料の控除証明書・公的年金等の源泉徴収票等について
日本年金機構 札幌北年金事務所 ☎011-717-4115
札幌市北区北24西6
- 確定申告全般・所得税の還付について
札幌北税務署 ☎011-707-5111(代表)
札幌市北区北31西7-3-1

申告に必要なもの

印鑑(認印は可、スタンプ印は不可)、源泉徴収票の原本のほか、控除ごとに以下の書類が必要です。

各種控除など	必要な書類など
生命保険料控除	・生命保険料控除証明書(一般用・個人年金用・介護医療用)
地震(損害)保険料控除	・地震保険料控除証明書 ・平成18年末までに締結した長期損害保険の控除証明書
社会保険料控除	・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、任意継続健康保険料の領収書 ・国民年金保険料を納付している方は「国民年金保険料控除証明書」
障害者控除	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・障害者控除対象者認定書(介護保険の要介護認定のみでは対象になりませんので、高齢者支援課にご相談ください)
医療費控除	・医療費の領収書(人・病院ごとの医療費の合計金額を計算しておいてください。入院給付金などは支払った医療費から差し引かれますので、その金額も記入してください)
住宅借入金等特別控除	・年末残高証明書、税務署から交付されている「住宅借入金等特別控除証明書」 ※当該控除を受けるのが2年目以降の方に限ります ※初めて当該控除を受ける方は、札幌北税務署で申告してください
還付金が発生する方	・本人名義の振込先口座の分かるもの(預金通帳など)

申告の準備は
進んでいますか？

所得税・住民税 の申告が始まります

● 税務署での確定申告

日時 2/17(月)～3/17(月) 9:00～17:00(土・日曜は休み)

場所 札幌北税務署(札幌市北区北31西7-3-1)

※2/23(日)・3/2(日)に限り日曜も受け付けます

お願い

期間中は駐車場が大変混雑するため、公共交通機関をご利用ください。

● 市役所での申告受付日程

受け付けできる収入の種類 → 給与・年金収入、一時所得のみ

受け付けできない収入の種類 → ①源泉徴収票のない給与収入がある方 ②営業や請負などの事業収入のある方

③不動産収入のある方 ④報酬のある方 ⑤土地・株などの譲渡所得のある方 ⑥初年度の住宅借入金等特別控除を受ける方

受付日	場所	受付時間	番号札配布時間※
1/22(水)～31(金) (土日を除く。原則、この期間内にご案内を差し上げている方を対象)	市役所1階ロビー(花川北6-1)	午前の部 9:00～11:30 午後の部 13:00～16:00	8:30
2/4(火)～6(木)	花川北コミセン(花川北3-2)	午前の部 9:20～11:30 午後の部 13:00～16:00	9:00
2/7(金)	八幡コミセン(八幡2-332)	午前の部 9:45～11:30 午後の部 13:00～16:00	
2/10(月)	弁天会館(本町9-1)		
2/12(水)～14(金)	花川南コミセン(花川南6-5)	午前の部 9:20～11:30 午後の部 13:00～16:00	
2/17(月)～3/17(月) (土日を除く)	市役所1階ロビー(花川北6-1)	午前の部 9:00～11:30 午後の部 13:00～16:00	8:30

※各日程とも午後の部の番号札は、午前の部の受け付け終了後から配布します

- 花川北コミセン・花川南コミセンについては、混雑が予想されます。時間にゆとりを持ってお越しください。
- 2/4(火)～14(金)は担当職員が申告会場に行っているため、市役所1階ロビーでの受付はできません。
- 2/17(月)～3/17(月)の間、厚田区・浜益区にお住まいの方の申告は、各支所でも受け付けています(土・日除く)。
- 平成25年度市・道民税申告(住民税申告)を行った方には市から「案内はがき」を送付していますが、確定申告をされた方にはお送りしていません。なお、「案内はがき」がなくても申告会場で申告を受け付けることができます。
- 申告書をご自分で作成される方は、各種用紙を市役所1階ロビーに用意していますのでご利用ください。

平成25年の主な税制改正

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

◎復興特別所得税の税額は、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額(所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算します。

◎平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

公的年金等を受給されている方

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は所得税・復興特別所得税の確定申告が不要です。

ただし、この場合でも源泉徴収された税額の還付を受けるための確定申告は例年どおり行うことができます。

所得税・復興特別所得税の確定申告をする必要がない場合でも、市・道民税(住民税)の申告は必要です。市・道民税(住民税)の申告をしないと、翌年度の市・道民税(住民税)が高くなる場合がありますので、ご注意ください。

確定申告書をご自分で作成された方へ

◆札幌北税務署へ郵送または持参してください。
〒001-0031 札幌市北区北31西7-3-1

◆市役所1階15番窓口には税務署に引き継ぐための箱を用意していますが、税務署へ引き継ぐ時期が不定期のため、お急ぎの方は直接税務署へ提出してください。

国税庁 ☎<http://www.nta.go.jp> から申告書を作成できます。